

事務連絡  
平成 29 年 1 月 10 日

正会員 事務局長 各位

公益社団法人全国産業廃棄物連合会  
専務理事 森谷 賢

特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等の改正について  
(国海査第 452 号 (平成 22 年 12 月 1 日付け) の一部改正)

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

件名について、添付のとおり、国土交通省海事局検査測度課から平成 28 年 12 月 27 日付け国海査第 489 号にて、当連合会に通知がまいりました。

貴職におかれましては、当該内容について傘下会員企業への周知をお願い申し上げます。

本内容について当業界においては、産業廃棄物（あるいは処理後残渣やリサイクル品）の輸送に船舶を用いる場合が対象となることを申し添えます。

記

<添付書類>

- ・ 国土交通省通知文
- ・ 別添 1 特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等について(平成 28 年 12 月 27 日付け、国海査第 489 号)
- ・ 別添 2 別添 1 の見え消し版
- ・ 別添 3 特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令 (平成 28 年 12 月 27 日 官報)
- ・ 別添 4 液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示等の一部を改正する告示 (平成 28 年 12 月 27 日 官報)

以上

(担当：調査部 日浦)